

御社の電子取引は法改正に対応できていますか？

商工会議所活用術

The Chamber of Commerce and Industry Utilization



金融・会計相談課
石田 倫雅



来年までに対応を！改正電子帳簿保存法のご案内

改正電子帳簿保存法で事業者が

対応しなければならないこと

令和4年1月1日より、「電子帳簿保存法」が改正されました。この改正で、事業者は電子取引による取引情報は紙で出力して保存するのではなく、データで保存しなければならないとなりました。とはいえ、いきなり「電子取引」「取引情報をデータで保存」と言われてもよく分からない方もいらっしゃるのではないのでしょうか。今回は、この改正電子帳簿保存法についてご案内します。

◎電子取引の例

- ・メールで発注書・請求書・領収書を送付している、受け取っている
- ・HP上から請求書や注文書をダウンロードした
- ・ネット通販で仕入れをしている
- ・カードやスマホ決済で取引した

右記のような取引情報を紙で出力して保存していませんか？今回の電子帳簿保存法の改正で、こうした取引情報のデータ保存が義務づけられました。今後、税務署から指摘があった際に対応できなければ、「青色申

告の承認の取消し」の対象となり得ますので注意が必要です。尚、取引情報のデータ保存には、「真实性」「可視性」が求められます。

◎データ保存の要件

●「真实性」

- ・日付等（タイムスタンプ）が付きデータ訂正の記録が残る
- ・電子化した帳簿記録とそれに関連する他の帳簿記録との関連性が確認できる
- ・事務処理マニュアル等の関係書類の整備等

●「可視性」

- ・PCやディスプレイ等から整然とした形式かつ明瞭な状態で速やかに出力できる
- ・取引年月日や金額、取引先による検索ができる、日付や金額で範囲を指定して検索できる等

（国税庁HPより加筆）

この法改正では、メールで送られた請求書や通販サイトでダウンロードした取引情報を、全てこの要件に沿って保存することが求められ、事業者は対応を迫られています。

改正電子帳簿保存法への対応は

クラウド会計導入がおすすめ！

こうした電子データは、Excelなどを使い手作業で上記の要件を満たして管理していくのは大変だと思っています。そこで、お勧めしたいのが「クラウド会計」の導入です。クラウド会計には、上記の「真实性」「可視性」を確保しつつデータの管理・検索がしやすい機能も設けられています。福井商工会議所では、クラウド会計を活用した法改正への対応策を紹介するセミナーを開催しますので、是非ご受講ください。

電子帳簿保存法セミナー 経理業務電子化編

- 【日程】 令和4年7月26日(火) 14:00～16:00
【会場】 福井商工会議所ビル 2階 会議室 AB
【講師】 (有)詩季 代表取締役 佐藤 宏隆 氏
(当所 IT 専門相談員)

内容等詳細及びお申込は、会報誌付属の「セミナー・インフォメーション」をご確認ください！



お問合せ先
福井商工会議所 金融・会計相談課
0776(33)8284